

利用証の交付対象者

思いやり駐車場を利用できる方は下記の通りです。

区 分		交付基準	申請に必要な書類など	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢		2級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能		2級以上
移動機能		6級以上		
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上		
知的障害者		A以上	療育手帳	
精神障害者		1級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者 特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者			次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等	要介護1以上		介護保険被保険者証	
妊産婦 妊娠7カ月から産後1年まで(出産後は乳児と同伴の場合に限る)			母子健康手帳	
けが人等 医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方			次に掲げるすべて ・医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書など ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方 医師の診断などにより、車椅子の常時使用が必要であると認められる方				

利用証の申請方法

電子申請・郵送申請(埼玉県)

県福祉政策課では、電子申請・郵送申請を受け付けています。いつでも、どこでも申請できる電子申請が便利ですので、ぜひご利用ください。

申請はこちらから



窓口申請(吉川市)

- 障がい福祉課……………障がい者、難病患者、けが人
- 長寿支援課……………高齢者(けが人)
- 健康増進課・子育て支援課……………妊産婦(けが人)



思いやり駐車場の協力施設(駐車場)

市内公共施設(市役所、おあしす、中央公民館、各小中学校、公園など35施設)や商業施設などが思いやり駐車場の協力施設に登録しています。